

平成29年第1回（1月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成29年第1回（1月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 平成29年1月24日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
1	24	火	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、議案審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	1月24日	1月24日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	1月24日	北村貴寿君 前川治君 指 名
議 案 第 1 号	本会議	専決処分の承認を求めることについて （県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）	1月24日	承 認
議 案 第 2 号	本会議	専決処分の承認を求めることについて （県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）	1月24日	承 認
議 案 第 3 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1月24日	原 案 可 決
議 案 第 4 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	1月24日	原 案 可 決
議 案 第 5 号	本会議	長崎県市町村総合事務組合規約の変更について	1月24日	原 案 可 決

議案第6号	本会議	平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	1月24日	原案可決
議案第7号	本会議	平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	1月24日	原案可決

○ 出席議員（13名）

1 番 北 坂 秋 男 君
2 番 千 住 良 治 君
3 番 相 浦 喜代子 君
4 番 田 川 伸 隆 君
5 番 西 口 雪 夫 君
6 番 土 井 信 幸 君
7 番 北 島 守 幸 君
9 番 村 上 信 行 君
10 番 朝 長 英 美 君
11 番 北 村 貴 寿 君
12 番 前 川 治 君
14 番 村 上 秀 明 君
15 番 山 口 隆一郎 君

○ 欠席議員（2名）

8 番 伊 川 京 子 君
13 番 大久保 正 美 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	福島 欽哉 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 江頭 英敏 君

○議長（山口隆一郎君）

ただいまから、平成29年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので御了承ください。

それでは、議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、

11番 北村 貴寿 議員

12番 前川 治 議員

以上二名を指名いたします。

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成29年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

本組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の、安全安心、環境衛生の向上に努めております。

初めに、常備消防及び救急業務につきましては、圏域の皆様の期待と信頼に応えるべく、高機能消防指令システムの導入、救急救命士の救急救命処置拡大に伴う対応、特別救助隊の配備など消防力向上に努めてまいりました。

諫早消防署に配備しましたこの特別救助隊につきましては、各署の救助隊と合同であらゆる災害現場を想定した訓練を実施しております。

昨年は、隣接する熊本県や大分県で発生した大規模地震、北海道や東北地方に相次いで上陸した台風による風雨災害、新潟県糸魚川市で強風の中発生した大規模火災など、各地で大きな災害がありました。こうしたわが国特有の地理的条件により発生する大規模災害に対応するため、全国を6ブロックに区分した緊急消防援助隊の合同訓練が、平成8年度から毎年実施されております。

昨年の九州ブロックの合同訓練は、雲仙市国見町の多比良港埋立地をメイン会場として、11月5日・6日の2日間にわたり、実施されております。

この訓練には、九州各県から消防防災ヘリコプター5機や救助工作車などの消防車両214台からなる緊急消防援助隊208部隊が参加しております。

県央組合消防本部におきましては、庁舎3階の災害対策作戦室に災害対策本部を設置すると共に、管内各種災害への指揮訓練と併せ、他の消防本部から派遣された緊急消防援助隊指揮支援隊と連携した訓練を実施し、各職員の任務分担と被災地消防本部としての受援体制の確認を行ったところでございます。

また、平成28年度は、本組合で初めての女性消防職員を採用いたしました。今後、本組合におきましても女性の活躍推進を組織的に進めることによって、住民サービスの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

ここで、「救急業務」に係る報告でございますが、本組合と独立行政法人国立病院機構長崎医療センターにおきまして、本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗し、救命措置等の必要な傷病者が発生した救急現場等に出場して救命措置を行う旨の協定を締結するよう調整を行っております。

これは、早期に医師による救命措置を行うことで地域住民の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とするものでございまして、平成29年3月1日開始を予定しているものでございます。

続きまして、平成28年の火災・救急の概況でございますが、本組合消防本部が取りまとめました概況によりますと、火災件数につきましては、平成27年より25件多い、92件となっております。

最も多いのが建物火災で42件、野焼きや火入れなどその他火災が35件、車両火災が13件、林野火災が2件となっております。

今後、住宅用火災警報器の未設置家庭への更なる周知や火災予防広報等、圏域の皆様への火災予防指導を徹底し、安全安心を守る活動に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、平成27年より606件（5.9%）増の10,79

2件となり、過去最高となった平成27年の年間件数10,186件を上回っております。

各構成市の状況でございますが、諫早市、大村市及び雲仙市、三市とも前年よりも増加しており、諫早市が、348件(6.5%)増の5,694件、大村市が、160件(4.6%)増の3,619件、雲仙市が、100件(7.3%)増の1,477件となっております。

また、搬送人員につきましても、過去最高となった平成27年より678人(7.0%)増の10,376人となっております。

増加した要因でございますが、傷病程度別で申しますと、生命の危険はないが入院を要する中等症者の搬送が、前年より429人(8.4%)の増、入院を要しない軽症者の搬送が前年より311人(9.6%)の増となっております。

全体の割合としては、緊急性が比較的高くない軽症者の利用が約34%を占める状況となっております。

緊急時における、救急車の出動に支障を来たすことがないように、救急車の正しい利用につきましても、広報活動等を通じ、圏域住民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

搬送者の内訳でございますが、高齢者が平成27年より440人(7.9%)増の5,980人で、全体の約58%を占める状況でございます。

年々、高齢化率が高くなっている状況でもございますので、今後ますます高齢者の割合が高くなるものと思っております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、現在の搬入区域となった平成23年度以降ほぼ横ばいの搬入量となっております。

また、不燃物処理施設であります不燃物再生センターにつきましては、平成17年度から年次的に設備の部分更新を行い、場内整備も併せ平成28年度におきまして完了したところでございます。

今後とも、両市との連携に努め、適正処理とリサイクル率の更なる向上を目標に事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

提出しております各議案につきましては、事務局長より説明致させていただきますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明を終わらせていただきます。

○議長（山口隆一郎）

次に、日程第3、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に公布されました「雇用保険法等の一部を改正する法律」が、平成29年1月1日に施行されることとなり、失業等給付の給付内容が変更されることに伴い、雇用保険法の失業給付制度を適用している本条例の第12条に規定している「失業者の退職手当」について、構成市の取扱いに準じた条例の一部改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定により平成28年12月16日に専決処分させていただきました条例につきまして、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分書でございます。

主な改正内容でございますが、第12条につきましては、雇用保険法の改正により、新たに雇用される65歳以降の者を雇用保険の対象とし、併せて「求職活動支援費」として、求職活動に伴う費用について新たに給付の対象にするもので、雇用保険法の改正に合わせて本条例を改めたものでございます。

2ページをご覧ください。

第13条及び第13条の2につきましては、用語の定義及び条項の引用に関する条文の整理を行ったものでございます。また、施行日につきましては、平成29年1月1日としたものでございます。

なお、新旧対照表を議案第1号資料として添付しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第4、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）」について御説明申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の改正内容に関する構成市の取扱いに準じた条例の一部改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定により平成28年12月16日に専決処分させていただきました条例につきまして、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分書でございます。

まず、ページの中ほどにございます第15条につきましては、職員が、配偶者や父母、子等が負傷や疾病、又は高齢により日常生活を営むことに支障があるものを介護する場合に取得できる介護休暇について、介護を必要とする一つの状態ごとに申請できる期間について、これまで「連続する6月の期間内で1回取得できる」こととしていたものを、

「通算6月の期間内で最大で3回以内に分けて取得できる」ように改めたものでございます。

次に、このページの下から7行目でございます「介護時間」を新設したものでございます。

介護時間につきましては、介護を必要とする状態ごとに、介護休暇の指定期間を除く3年の期間内において、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日の勤務時間のうち、2時間以内の時間で取得する休暇とし、介護時間は無給として取り扱うものでございます。

また、施行日につきましては、平成29年1月1日としたものでございます。

なお、新旧対照表を議案第2号資料として添付しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第5、議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成28年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱いに準じた条例の一部改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条は平成28年度の給与改定に関するものでございます。次の2ページから6ページまでが別表第1、行政職の給料表でございます。7ページから10ページまでが別表第2、消防職の給料表でございます。

11ページ、12ページが第2条でございまして、平成29年度からの給与改定に関するものでございます。

資料1/3は第1条に関する新旧対照表でございます。資料2/3は第2条に関する新旧対照表でございます。資料3/3をご覧ください。

資料3/3に沿って、主な改正内容についてご説明いたします。最初に、平成28年度給与改定について、でございます。

1点目は、給料表を平均0.2%引き上げるものでございます。

初任給を含む若年層に重点を置いた引き上げとなっており、平成28年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

2点目は、勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。

平成28年度は、12月1日に遡及して適用し、29年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

平成28年度給与改定における影響額は、行政職で約17万7千円、消防職で約1,164万2千円でございます。

次に、平成29年度給与改定でございます。扶養手当について、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額の月額6,500円とし、子に係る手当額を10,000円に引き上げようとするものでございます。

改定にあたっては、扶養手当受給者への影響を考慮し、平成30年度までに段階的に実施するものでございます。

また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額の改定及び平成31年度以降における行政職給料表8級の職員の扶養手当に係る改定につきましては、欄外に記載のとおりでございます。

この条例につきましては、平成28年度改定部分は公布の日から、平成29年度改定

部分につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、総務省消防庁からの通知（平成27年3月31日付消防予133号）により、管内人口が20万人以上の消防本部は、重大な消防法令違反のある防火対象物に係る公表制度について、平成29年3月末までに条例改正を行い、公布後に十分な周知期間を確保したうえで、平成30年4月1日から実施するものとされ、これに伴い、県央地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和47年条例第8号）について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、防火対象物の消防用設備等の状況の公表の対象について定めることとし、公表の内容及び手続きについては規則で定めることとしたものでございます。

この公表制度につきましては、利用者等に建物の危険性の情報を公表することにより、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促すものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

○土井信幸君

47条の2についてお尋ねいたします。当該防火用消防設備等の状況が法令又はこれに基づく命令に違反する場合ということで規定をしておりますが、どういう場合が想定されるのか、そして公表とございますが、どういう方法で公表になるのか二点お尋ねいたします。

○消防長（川原敦君）

どういう場合が想定されるのかということでございますが、平成13年の新宿歌舞伎町火災や平成19年の宝塚市カラオケ店火災など、近年人的被害が発生した火災の検証結果が報告されております。

火災が発生したときに早期に火災を知らせる自動火災報知設備の未設置や初期消火を行うための屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の未設置に対して公表の対象となります。

公表の方法ですが総務省消防庁の通知では、市町村又は消防本部のホームページで公表することとなっております。これは、違反対象物の公表を一律に広く市民に提供することを主な目的としております。

また、違反是正後の削除も容易に短時間で行えることからホームページで公表することとしたものでございます。

○土井信幸君

更正というか是正するのに強制力を持たせるということでしょうけれども、公表する前はどのような対応をされていたのですか。

○消防長（川原敦君）

違反対象物に対しては、予防査察規程や火災予防違反処理規程がございまして、その中で最初は、指導書で施設の関係者に指導します。その後に、段階的に勧告書、警告書、命令、最終的には、告発まで行うことになります。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

○北村貴寿君

土井議員と同趣旨の質問ですが、ホームページで公表するというところに、実際にここが危ない建物なのかどうかをホームページで確認して入る市民の方はいらっしやらないと思うので、建物自体に表示をするといったところまではないということですか。

○消防長（川原敦君）

これは、請求なき情報公開ということで、建物自体に表示はいたしません。

なお、ホームページへの掲載につきましては、消防設備の関係団体、建築関係の団体、さらには、防火査察、避難訓練など、あらゆる機会を通して周知していきたいと考えております。

○北村貴寿君

違反しているというステッカーは貼りにくいのは重々わかります。ここは合格していますというステッカーをこの圏域だけで作ることは出来ますか。

○消防長（川原敦君）

現在、旅館やホテルのような不特定多数の方が宿泊するような建物には、表示制度はありますが、他のすべての防火対象物に表示することはありません。

○相浦喜代子君

4月1日からの施行になるわけですが、現行すでに公表に値するような施設が実際あ

るのかないのか。あるとすれば一年の間に是正をしていただくというか、設置をしていただくことになるかと思うのですが、公表すべき施設が無いのが一番だと思います。現行はどのようになっていますか。

○消防長（川原敦君）

平成28年12月現在で12件の違反対象物があります。そのうち10件が自動火災報知設備の未設置違反でございます。

屋内消火栓設備の未設置違反は2件でございます。12件中7件については、現在改修について打ち合わせ中でございます。

○相浦喜代子君

公表が今のところホームページ等でということになりますので、タイムラグがありますね。設置はしたけれど上手く連絡がっていないこともあると思うので、実際は設置しているのに、ホームページ上では公表対象物になっていることの無いようにしていただきたいと思います。その辺りは一旦検査を受けてという形になっていくのでしょうか。

○消防長（川原敦君）

議員ご指摘通り、そういうことが無いように14日間の確認期間が設けられております。

違反を覚知してから直接指導します。またその結果を通知し、それから14日間公表準備にかかる事務処理をします。その後、消防としても改修されたかどうかを確認した上で、最終的に公表に踏み切るという形になります。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「長崎縣市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(土橋伸秀君)

議案第5号「長崎縣市町村総合事務組合同規約の変更について」について御説明申し上げます。

本案は、長崎縣市町村総合事務組合が共同処理する事務の一つである「退職手当に関する事務」に、長崎県後期高齢者医療広域連合が、平成29年2月1日より加入することに伴い、組合が共同処理を行う団体に変更が生じることから、組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本組合は当該事務組合の「退職手当に関する事務」には加入しておりません。

また、新旧対照表を議案第5号資料として添付しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山口隆一郎君)

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第6号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億741万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,265万9千円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」をご覧ください。

補正前の限度額1億1,580万円から570万円を減額して、1億1,010万円とするもので、これは消防ポンプ自動車・救急車の車両更新に伴う事業費の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出から御説明させていただきます。予算書は11ページからとなっております。

説明につきましては、別冊にしております議案第6号資料により行わせていただきます。まず、資料の1枚目には補正予算の概要をまとめておりますのでご覧ください。大きくは2点ございます。1点目は事業費の確定に伴う清算。2点目は基金の積立でございます。

次にページをめくっていただき資料の1ページをお開きください。初めに下段の表の左側の歳出の欄をご覧ください。2款 総務費は、500万円の増でございます。内訳といたしましては、繰越金500万円を財源とし財政調整基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。3款 衛生費は、1,000万円の増でございます。内訳といたしましては、繰越金1,000万円を財源として施設整備基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。4款 消防費は、9,241万6千円の増でございます。内訳でございますが、1目消防運営費につきましては、平成27年4月に開署いたしました大村消防署久原分署の賃借料等の確定に伴う大村市負担分80万円の減と繰越金1億円を財源として消防施設整備基金への積立による増により合計で9,920万円の増となります。2目消防施設費につきましては、雲仙分駐所配備の梯子車オーバーホールに係る事業費のうち雲仙市負担分10万8千円の減、車両更新に係る事業費の確定に伴い667万6千円の減、合計で678万4千円の減となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。資料の1ページの上段、右側の表をご覧ください。

歳入は、先ほどご説明いたしました歳出の確定に伴って、各構成市で負担していただく負担金、基金及び繰越金等について補正を行おうとするもので、総額1億741万6千円の増額となっております。内訳といたしましては、1款負担金で124万7千円の減、6款繰入金で97万6千円の減、7款繰越金で1億1,533万9千円の増、9款組合債で570万円の減となっております。

次に4ページをご覧ください。基金の一覧表を掲載しております。補正後の平成28年度末現在高は、約11億1,472万円となる見込みでございます。

以上、簡単ではございますが議案第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第6号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、11ページから13ページまでであります。

○北村貴寿君

財政調整基金に積立だから歳出になるんですね。一般会計のどの位の規模で財調の規模を考えられているのか、ルールというか一般論があるのかどうかということ。この5,300万円が適正なのかどうかということを知りたいことと、次の一般会計予算で

もかなり起債で利率が高い借入の所も残っていますので、そちらに早めにあてて払う利子を節約したりすることも出来るのではないかと思いましたが、その辺についての考え方をお聞かせください。

○事務局長（土橋伸秀君）

繰上償還につきましては、最も有利な方法で行いたいと思っておりますが、今残っている利率が高いものは国から借入れたものでございまして、繰上償還が出来ないということで、確認はしております。

財政調整基金につきましては、補正後の現在高は5,400万円余りでございますけれど、ルールとしてはございませんが、運営上これ位あれば足りるのではないかと考えております。

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければ次に、歳入全般に対する質疑に入ります。

ページは、7ページから10ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。

ページは、4ページから5ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第6号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第7号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,095万8千円と定めようとするものでございます。

第2条地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」をご覧ください。起債の目的欄にありますように、消防防災施設整備事業費としての借り入れで、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。平成29年度は、救急自動車、消防ポンプ自動車の購入のための財源とするものでございます。

予算書の1ページにお戻り下さい。第3条の一時借入金は、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条の歳入歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項間の流用について定めるものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましては、予算書5ページの「第3表 負担基準表」をご覧ください。組合規約第10条第1項の規定による関係市の負担をこの「負担基準表」に基づいて事務の区分ごとに算出し、6ページ・7ページの「第4表 市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の概要につきましては、資料により御説明させていただきますので、別添の7号資料1をお開きください。まず、1ページは予算の概要でございます。

予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。

当初予算額は、経常的経費と臨時的経費を合計いたしまして、31億8,095万8千円となり、平成28年度と比較いたしますと3,571万5千円、率にいたしまして1.1%の増としております。

増額の内訳でございますが、経常的経費で、1,928万3千円（0.6%）の増、臨時的経費で、1,643万2千円（13.3%）の増となっております。

1ページ及び2ページ上段の表につきましては、経常的経費と臨時的経費を予算科目の款別の事業ごとに、平成29年度と28年度の当初予算を比較し、表にしたものでご

ございます。

経常的経費の増の主な要因でございますが、下から2行目の「公債費」が、5,488万円の増となっております。これは、右端の摘要欄に記載のとおり、諫早消防署新庁舎建設に係る平成26年度借入分の元金償還が始まること等によるものでございます。

また、消防費の1行目の「消防本部管理事務」は、2ページ1行目の退職手当を除き2,196万2千円の増となっております。これは、給与改定による人件費の増と29年度から久原分署の賃貸借料等を大村署管理事務から消防本部管理事務として支出することとしたことによるものでございます。

なお、経常的経費で減となりました主な事業でございますが、消防費の下から3行目の「車両管理事務」は、3,493万3千円の減となっております。これは、車両の更新台数が28年度に比べ、高規格救急自動車1台、事務連絡車で2台の減となったことによるものでございます。

また、衛生費の最後の行の「施設改修事業」は、1,204万2千円の減となっております。これは、平成29年度は工事に関する経費がないことによるものでございます。

臨時的経費の増の主な要因でございますが、「消防本部管理事務」の増が、4,356万1千円となっております。これは、退職予定者数の増によるものでございます。

なお、臨時的経費における「車両管理事務」については、28年度梯子車のオーバーホール分を計上しておりますが、29年度の予定はありませんので、2,700万円の減となっております。

次に、「(3)歳入・歳出予算の内訳」でございますが、歳入・歳出予算の款ごとの構成比、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載した表でございます。

右側の表で歳出予算の対前年度比較の欄でございますが、総務費、衛生費、消防費は減となっておりますが、先ほど御説明いたしました公債費の増により予算総額が前年度より増となったものでございます。

次に、「(4)構成市負担金」でございますが、これは、各構成市の平成24年度から29年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載した表とグラフでございます。

各構成市別の負担金につきましては、3頁で御説明させていただきます。上段の表が平成29年度、中段の表が平成28年度の各構成市の負担金額を記載し、下段の表に、年度間の増減額を記載しております。上段の表の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、平成29年度に各構成市にお願いいたします負担金の額でございます。3市にお願いいたします負担金の合計額は、28億1,913万9,155円で、前年度比約2,863万円の増となっており、諫早市は、14億69万4,667円で、前年度比約636万円の増、大村市は、8億6,547万3,672円で、前年度比約2,520万円の

増、雲仙市は、5億5,297万816円で、前年度比約294万円の減となっております。

なお、大村市の増につきましては、消防費負担金の共通費の庁舎建設起債償還金の増に加えまして、平成28年度における経常費負担金の前年度調整額による減が大きかったことによるものでございます。

また、雲仙市が減となりましたのは、平成28年度における雲仙分駐所梯子車のオーバーホール及び雲仙分駐所屋根防水等工事に係る消防費負担金の市単年度特別負担金が減となったことによるものでございます。

次に4ページから6ページにつきましては、負担金の算出資料となっておりますが、4ページは、総務負担金の算出表でございます。5ページは、衛生費負担金の算出表でございます。6ページは、消防費 経常費負担金の算出表でございます。7ページは、消防費負担金算出の際に加算いたします前年度調整額を記載した消防費負担金の市別負担額表でございます。8ページは、消防債の平成28年度から30年度までの償還表でございます。9ページは、一般会計基金の一覧表で、29年度末現在高は約11億4,133万円となっております。10ページは、構成市の住民基本台帳人口の推移を表とグラフにしたものでございます。

次に、7号資料2 平成29年度予算説明資料について簡単にご説明申し上げます。この資料につきましては、予算科目の目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したものでございます。

1ページは事務局の総務課に係るものでございます。1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費でございます。予算額が46万8千円、前年度45万8千円で1万円の増となっております。

2款1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費でございます。予算額が3,778万3千円、前年度3,883万3千円で105万円の減となっております。

2款2項1目監査委員費は、監査委員の運営に要する経費でございます。予算額が57万1千円、前年度57万2千円で1千円の減となっております。

2ページ・3ページは事務局の事業課に係るものでございます。3款1項1目塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターで行っている事業や施設整備のための予算を計上させていただいております。

予算額が2億416万8千円、前年度2億1,569万円で1,242万2千円の減となっております。

この減の主な要因につきましては、資料1の御説明のなかで申し上げました「施設改修事業」の減によるものでございまして、その他の事業につきましては、例年どおりの

事業内容でございます。

なお、「施設改修事業」の概要につきましては、3ページに記載しておりますが、29年度におきましては、夏場の作業環境の整備を図るためスポットエアコンの設置をお願いしているものでございます。

4ページから14ページまでが消防本部に係るものでございます。まず、4ページから11ページまでが4款1項1目消防運営費でございまして、予算額が本年度22億8,622万6千円、前年度22億2,984万8千円で5,637万8千円の増となっております。

この増の主な要因につきましては、7号資料1で御説明した「消防本部管理事務」における退職手当を含む人件費の増によるものでございます。「消防本部管理事務」の概要は4ページに記載しておりますとおり、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費でございます。5ページは、諫早署管理事務でございます。諫早署と4分署1派出所の管理に要する経費となっております。6ページは、大村署管理事務でございます。大村署と2分署の管理に要する経費となっております。予算額の欄に記載しております、前年度比712万円の減につきましては、7号資料1で御説明した経費の一部を消防本部管理事務へ移行したことによるものでございます。7ページは、小浜署管理事務でございます。小浜署と1分署1分駐所の管理に要する経費となっております。8ページは、職員育成事務でございます。新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育資格取得等に要する経費となっております。前年度比139万3千円の減につきましては、次年度採用予定者数の減による装備品の減によるものでございます。9ページは、予防運営事務でございます。火災予防のための普及啓発、講習会、各種大会開催に要する経費となっております。10ページの上段は、警防運営事務でございます。救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費となっております。10ページ下段は救急運営事務でございます。救急搬送業務や救命士育成等に要する経費となっております。前年度比146万2千円の増につきましては、救急救命士処置拡大に伴う医療器等の配備によるものでございます。11ページは、通信指令運営事務でございます。通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費となっております。

前年度比214万8千円の減につきましては、28年度にアナログ無線設備撤去があったことによるものでございます。

12ページから14ページまでが4款1項2目消防施設費でございまして、予算額が、本年度1億6,037万3千円、前年度2億2,095万3千円で6,058万円の減でございます。

この減の主な要因につきましては、資料1で御説明した12ページに記載の「車両管

理事務」の減によるものでございます。

なお、29年度は、消防ポンプ自動車を小浜署及び愛野分署に各1台、高規格救急自動車を小浜署に1台、査察広報車を大村署に1台 更新する予定としております。

12ページの下の表は消防車両等の署別、車種別の配置状況を表したものでございます。13ページの上段は、本組合の車両更新基準でございます。下段は資器材管理事務でございます。各種資器材の維持管理、整備に要する経費となっております。前年度比163万7千円の増につきましては、防災用のエアートントの購入によるものでございます。

14ページは、上段が施設管理事務でございます。消防庁舎の維持管理のための修繕等に要する経費となっております。下段は通信指令管理事務でございます。通信指令装置、無線機器等の維持管理に要する経費となっております。15ページは、5款1項1目公債費で消防庁舎や消防車両の整備等に伴う起債の償還費となっております。予算額が、本年度4億8,936万9千円、前年度4億3,448万9千円で5,488万円の増でございます。

この増の主な要因につきましては、7号資料1で御説明した、諫早署庁舎建設に係る償還金の元金償還の開始によるものでございます。

16ページは、6款1項1目予備費でございます。

最後に、7号資料3について簡単に御説明申し上げます。1ページは、不燃物が、どのように処分をされ、リサイクルが図られているのかということにつきまして、フロー図にしたものでございます。

2ページは、このリサイクル処理の際に発生する残渣の処理についてフロー図にしたものでございます。

3ページは、過去10年間の不燃物搬入量の推移を表とグラフにしたものでございます。

4ページ及び5ページは、29年度購入予定の高規格救急車及び消防ポンプ自動車と同等型の写真を掲載しております。

以上で、議案第7号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第7号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願

います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから22ページまでであります。

○北村貴寿君

自治体の負担金で高速道路の負担金が、諫早と大村で出すのは当然なんだろうが、諫早と大村の100万円の差はどういう根拠があるのですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

西日本高速道路株式会社と総務省消防庁で、まず救急隊1隊の維持費用の額を定めま
す。その額に人口の規模によって掛ける率がございまして、4%と5%となっております
して、大村市の方が率が高いので、その差になっているというものでございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかになれば次に、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」について、24ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ次に、第2款「総務費」について、25ページから27ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ次に、第3款「衛生費」について、28ページから29ページまでであります。

○土井信幸君

28ページでお尋ねいたします。塵芥処理費の13節の委託料です。不燃物の処理業
務でございますけれど、以前お聞きしたところでは分別が非常に悪いとお聞きしまし
たが、その辺り現状はどうなのか。それと一番下のスポットエアコンは、以前までは設備
の更新などに使われておりましたが、今回はスポットエアコンの購入になっております

が何台買われるのかお尋ねいたします。

○事務局長（土橋伸秀君）

まず、スポットエアコンですが合計4台購入予定でございます。それと分別に関する御質問ですが、構成市であります諫早市と雲仙市に係るものでございますけれど、ほとんどが市から搬入されるゴミでありまして、直接搬入は量的には少なく、以前よりは良くなっていると聞いております。

○土井信幸君

市から搬入されるのは承知していますが、悪いところをこうして下さいと、市に要望を出されているのかどうか一つ。それと、スポットエアコン4台ですが、最近暑いですが今まで暑さしのぎは扇風機でされていたのですか。予算が以前と比べて減額されていますが、希望として4台でいいのか、それとも来年度また買われるのか、見通しをお尋ねします。

○事務局長（土橋伸秀君）

まずスポットエアコンの件でございますが、今までもエアコンはございまして、追加して必要な台数を購入するものでございます。

構成市には逐次、不燃物再生センターの状況を説明しているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかになれば次に、第4款「消防費」について、30ページから33ページまでであります。

○相浦喜代子君

先程、管理者総括説明でもございましたように、平成28年度女性消防職員が入りました。現在は諫早署に勤務だと思いますが、今後、小浜、大村勤務になった場合も含めて考えますと、女性専用の更衣室及び仮眠室もございまして、範囲が限られてくると思います。これから先、女性職員も入ってくると思いますが、その辺りも含めて小浜消防署の新建設に関しても今後議論もされてくると思いますが、女性職員の対応についてお尋ねいたします。もう一つ、ドクターカーに医師を同乗させてということでしたが、ドクターカーは経費はかかるのかどうか、かかるとしたら予算に組み込まれるのかという件とA3の資料の中に、救急車全車両にブドウ糖投与可となった事による医療配置がご

ごいまして、ブドウ糖は点滴による医療行為になるのか、三つをお尋ねします。

○消防長（川原敦君）

女性職員に伴う施設につきましては、大村消防署は現在すでに女性職員に対応する施設となっております。

小浜消防署の施設においても、女性職員が配置できる施設を造っていきたいと考えております。

医師同乗救急車の経費に関する御質問でございます。この医師同乗救急車は、通称をエムタックという名前で運用する予定でございます。

緊急・医療チーム・救急車の英語の頭文字を入れたものでございます。経費については、それぞれの機関が負担するようになっております。

ブドウ糖の件でございますが、先程言われたとおり、点滴をとってその中に流す医療行為でございます。

○相浦喜代子君

消防費でお聞きするのが妥当かわからず御質問しますが、この施設が出来て見学が増えていると思いますが、こちらの中での見学と梯子車等がイベントなどに出ていくこともあると思いますが、イベントに梯子車が行く場合はどういう要件が整えばそれが可能になるのか、一度夏祭りに梯子車が出ているのを見させていただいて、こういった要件でそれが出されているのかという件と、この施設が出来たことによる見学の相当増えていると思いますが、大変有意義な見学を私もさせていただきましたので、実質どの位の見学があるのかをお尋ねします。

○消防長（川原敦君）

まず、署の見学でございます。27年は71件 2,246名の見学者がおられます。28年につきましては71件2,062名でございます。26年の旧諫早消防署見学は、3件で103名でした。

梯子車の件ですが、それぞれの団体からの要請があった場合、それぞれの所属長、署長の判断で、訓練目的で参加している次第でございます。

○西口雪夫君

12節の役務費までは説明に金額が提示してあるのですが、13節の委託料、14節の使用料、賃借料は説明資料に金額が掲載していないのですが、これはどういう理由で

掲載しないのですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

業務委託や備品等につきましては、入札の関係から詳細な金額は記載しておりません。

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければ次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」について、34ページから35ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「歳出予算の流用」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり可決されました。

○議長（山口隆一郎君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成29年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後15時16分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

山口隆一郎

会議録署名議員

北村貴寿

会議録署名議員

荻川 浩